**平成２８年（フ）第１１７号**
神戸市長田区西丸山町３丁目３番５－203号、従前の住所神戸市長田区丸山町４丁目11番３号
破産者　本郷吉之助
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５５号**
兵庫県養父市八鹿町八鹿925番地
破産者　石田浩一朗
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２７年（フ）第３６４号**
広島市安佐南区上安１丁目５番６号　コート安川Ｂ
破産者　ｗｅｂ39ｓｖこと　佐久川清史
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３０２号**
香川県高松市香西南町490番地１　香西グランドマンション302
破産者　國宗　邦江
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第５６号**
愛媛県宇和島市吉田町沖村甲522番地　愛生寮
破産者　濵地　勝利
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２７年（フ）第９号**
高知県室戸市浮津１番町230番地１
破産者　吉岡喜代子
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２７年（フ）第５７９号**
熊本県宇城市小川町東小川782番地１
破産者　松岡　孝子
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５８０号**
熊本県宇城市小川町東小川782番地１
破産者　松岡　浩治
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５９５号**
熊本市西区中原町2840番地１
破産者　小山　　陽
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第３４号**
熊本市東区月出４丁目６番100号、前住所熊本市中央区国府３丁目27番26号　Ａ301
破産者　園田　裕子
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第３５号**
沖縄県国頭郡恩納村字恩納6076番地　アジュールみなみ301号
破産者　黒川　　然
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

**平成２７年（フ）第１５１号**
函館市八幡町22番５号
破産者　飯塚　良二
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２８７号**
北海道旭川市忠和７条５丁目６番７号
破産者　村山　英子
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第３１１号**
北海道旭川市永山６条16丁目７番８号
破産者　宇野健太郎
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５号**
北海道稚内市潮見５丁目５番26号
破産者　渡辺　栄里
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２２６号**
横浜市青葉区奈良３丁目13番地５　４－304、旧住所長野県茅野市玉川3452番地８
破産者　杉本　侑希
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６号**
新潟県村上市岩船三日市３番26号、住民票上の住所新潟県胎内市黒川1212番地７
破産者　鈴木　祐二
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２８年（フ）第７号**
山梨県富士吉田市新西原１丁目29番７号
破産者　堀内　正明
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２８年（フ）第１０号**
長野県東御市下之城253番地イ
破産者　山浦　正嗣
1　決定年月日　平成28年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部